

## 湖南省人権まちづくり会議 地域活動（団体）助成金要項

### 1. 目的

湖南省人権まちづくり会議の設置目的に賛同し、あらゆる人権問題解決のための地域活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとする団体などの育成と、その活動（事業）に助成するとともに湖南省人権まちづくり会議と協働で取り組むことにより、その取組みがより効果的な人権問題の解決につながることを目的とします。

### 2. 助成対象事業

湖南省民を対象にしたあらゆる人権問題の解決に繋がる事業とします。

ただし、次の事業は対象としません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 団体が主催しない事業
- ③ 政治・宗教に関わる事業
- ④ 公的な補助金・交付金等を受けている事業

### 3. 助成対象団体

活動の拠点が湖南省内に有り、市民を対象にしたあらゆる人権問題解決に向けた活動に1年以上取り組んでいる団体・組織とします。

### 4. 対象経費

事業を実施するために必要な一時的経費とします。

報償費（謝金）、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要経費。

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 団体運営のための経費
- ② 備品購入費
- ③ 会議等での飲食費

### 5. 助成額

- ① 1団体1事業とし、3万円を上限とします。
- ② 2023年度は、全体で概ね3事業とします。

## 6. 事業の実施期間

助成金の交付決定後 ～ 2024年3月22日（金）

## 7. 募集方法

### （1）募集期間

2023年6月19日（月） ～ 2024年2月29日（木）

### （2）募集手続き

- ① 助成を受けようとする団体は、交付申請書に次の書類を添付して湖南省人権まちづくり会議事務局（人権擁護課）へ提出してください。

添付書類

- ・ 事業計画書
  - ・ 団体等の組織構成表（役員構成や所属人数などがわかるもの）
  - ・ 団体等の人権に関する活動内容のわかるもの
- ② 募集は、1団体1事業とします。
  - ③ 提出いただいた書類は、返却いたしません。

## 8. 選定方法及びその結果

- （1）選定は、湖南省人権まちづくり会議「常任委員会」で審査を行い決定します。
- （2）審査結果については、審査後速やかに文書をもって、採否をお知らせします。  
ただし、審査の経緯等については公表いたしません。

## 9. 事業報告

- （1）助成事業終了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。

添付書類

- ・ 対象事業に係る決算書及び証拠書類の写し

## 10. その他

湖南省人権教育研究大会において、活動内容を発表していただく場合があります。